

支援窓口のご案内

◆◆ 離職によってお仕事、住宅等にお困りの方はご相談ください ◆◆

就職の相談

再就職のための職業相談や職業紹介、職業訓練のあっせん、訓練期間中の受講給付金の給付を行います。

【相談窓口】

ハローワーク雲南
電話：0854-42-0751

住宅手当等の相談

賃貸住宅の家賃給付や最低生活を保障する生活保護の給付を行います。

【相談窓口】

奥出雲町福祉事務所
有線：31-5370
電話：0854-54-2541

当座の生活費等の相談

住居を失った方に対し、当座の生活費や新たに入居するために必要な資金の貸付を行います。

【相談窓口】

奥出雲町社会福祉協議会
有線：31-0800
電話：0854-54-0800

こころの健康相談

こころや体に不調を感じておられる方の相談に応じます。

【相談窓口】

雲南保健所
電話：0854-42-9642
奥出雲町役場健康づくり推進室
有線：31-5784 電話：0854-54-2781

「求職者支援制度」のご案内

雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期再就職を目指すための「求職者支援制度」が10月からスタートしました。

職業訓練の内容は？

基礎コース（多くの職種に共通する基本的能力を習得）と実践コース（特定の職務に必要な実践的能力を習得）があり、1コース3カ月から6カ月です。

（例えば… パソコンを使用した経理や総務事務、医療・調剤事務など）

詳しくは、ハローワークへお問い合わせいただくか

ホームページ（<http://www.jeed.or.jp/js/kyushoku/shien.html#02>）をご覧ください。

※職業訓練には、求職者支援訓練と公共職業訓練があり、原則として受講料は無料ですがテキスト代などは自己負担になります。

「職業訓練受講給付金」を支給します

収入、資産などの一定要件を満たす方に、訓練期間中、職業訓練受講手当（月額10万円）と通所手当（訓練施設までの通所経路に応じた所定額）を支給します。

～～訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが皆様の求職活動をお手伝いします～～

詳しくは、ハローワーク雲南（電話0854-42-0751）までお気軽にお問い合わせください

「しまね企業ガイダンス」開催のお知らせ

企業採用担当者による、会社概要や採用予定に関する情報を提供します。

●日時・会場

平成23年12月27日 くにびきメッセ（松江市）
12時～13時 内定者トーク（先着50名）
13時半～16時半 個別企業説明

●参加対象者

2013年3月大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等の卒業予定者で県内就職を希望する方

●参加企業

12月上旬から「ジョブカフェしまね」のホームページに順次掲載します。
URL <http://www.jpbcfe-shimane.jp/>

●お問い合わせ先

ジョブカフェしまね（ふるさと島根定住財団）
電話：0852-28-0694

平成24年4月から奥出雲町内の情報通信使用料を改定します

情報通信使用料に関する条例改定案が9月定例議会において可決され、これにより、平成24年4月1日から情報通信使用料を下記のとおり改定します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【新料金について】

使用料区分	現行料金	新料金
有線放送電話・テレビ	月額 2,000円	月額 2,200円
インターネット	月額 3,800円	プランA 月額 2,600円
		プランB 月額 3,800円
		プランC 月額 5,300円

※インターネットサービスのプランA、B、Cの帯域速度は、別途チラシにてご紹介します。

※上記以外の料金については、改定はありません。

情報通信使用料は、月額使用料金であり、新料金については平成24年4月分から適用となります。

【お問い合わせ先】役場総務課 情報通信係 有線：31-5251 / 電話：54-2505

平成23年度電源立地地域対策交付金活用事業 仁多学校給食共同調理場を改修しました

電源立地地域対策交付金は、ダムなどの発電施設所在市町村に対し、公共用施設整備などを支援するため交付される交付金です。



▲調理室の洗浄用シンク

平成23年度は、仁多学校給食共同調理場の改修工事に交付金を活用しました。

平成21年4月に学校給食衛生管理基準が施行されたことに伴い、下処理室及び調理室のシンクを取替え、今まで以上に良好な衛生環境で学校給食の調理ができるようになりました。

また、老朽化が進んでいた給湯管配管設備を改修し、埋設型からメンテナンスのしやすい天井配管としました。今後もこの交付金を活用し、公共用施設の整備・改善や備品購入などを進めていきます。

奥出雲町祖父母孫家庭等応援手当支給制度のお知らせ

この手当は、父母の離婚等により児童が父母以外の親族により養育されている家庭等の経済的安定と児童福祉の向上を図るため、平成23年4月に新設したものです。

■ 手当を受けられる方

次の2つの条件を満たす場合、手当を受けられます。

- ①父母がいない児童やひとり親世帯の児童等を父母に代わって養育している奥出雲町在住の祖父母等で、公的年金を受給しているために児童扶養手当の対象にならない方（ただし所得制限があります）
- ②18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（※）を扶養している方（※平成23年度の場合、平成5年4月1日以後に生まれた児童）

■ 手当額

対象児童が1人の場合、1か月10,000円

ただし、対象児童が2人以上の場合、2人目以後の児童に5,000円ずつ加算されます。

※毎年4月、8月、12月にそれぞれの支給月の前月分までを支給します。

【お問い合わせ先】奥出雲町福祉事務所 福祉係 有線：31-5374 / 電話：54-2541